

環境関連法規制等の動き 2013年4月(2013.2.20~2013.3.18)

1. 法令情報

1-1-1. 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行期日を定める政令

＜政令第43号＞(-1~5項:2013.3.6公布、2013.4.1施行)

1-1-2. 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令 　＜政令第44号＞

1-1-3. 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行規則 　＜経済産業・環境省令第3号＞

1-1-4. 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令第4条に規定する

委託の基準に関する省令 　＜環境省令第5号＞

1-1-5. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令 　＜環境省令第6号＞

1-1-6. 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針を定めた件

＜経済産業・環境省告示第1号＞(2013.3.6公表)

新法の小型家電リサイクル法の施行に係る法令です。-2では携帯電話やパーソナルコンピュータ等の28分類の対象品目指定等について、-3では再資源化事業の認定について、-4では該当品目の排出事業者が締結する産業廃棄物委託契約について、-5では産業廃棄物処理施設設置者の該当品目の特例について、-6では2015年度に2011年度比△20%削減等の基本方針が定められました。

該当製品の廃棄、処分に適用されます。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16411>

1-2-1. エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令

＜政令第36号＞(2013.2.20公布、2013.3.1施行)

1-2-2. エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

＜経済産業省令第7号＞(以下8件共2013.3.1公布、2013.3.1施行)

1-2-3. 複写機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等 　＜経済産業省告示第33号＞

1-2-4. 電気冷蔵庫の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等 　＜経済産業省告示第34号＞

1-2-5. 電気冷凍庫の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等 　＜経済産業省告示第35号＞

1-2-6. 複合機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等 　＜経済産業省告示第36号＞

1-2-7. プリンターの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等 　＜経済産業省告示第37号＞

1-2-8. 電気温水機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等 　＜経済産業省告示第38号＞

1-2-9. 乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等

＜経済産業・国土交通省告示第38号＞

省エネ法施行令で定めたエネルギーの使用の向上を図ることが特に必要な機器(いわゆるトップランナー機器)に、複合機・プリンター・電気温水機器(エコキュート)が追加され、26品目になりました。

また、-3~-9は題記機器の目標年度以降の基準エネルギー消費効率が改正されました。

該当製品を一定量以上製造輸入する業者に適用され、購入者は機器選定に活用ください。

＜参考＞経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/press/2012/02/20130215001/20130215001.html>

1-3. 大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令 　＜環境省令第4号＞(2013.3.6公布、同日施行)

VOC排出濃度の測定回数が、年2回以上から年1回以上に軽減されます。

一定量以上のVOCを排出する事業者に適用されます。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16410>

1-4-1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令 　＜環境省令第3号＞

(2件共2013.2.21公布、2013.6.1施行)

1-4-2. 産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法等の一部を改正する件 <環境省告示第9号>

先月の技術検討会法令情報1の改正廃掃法の関連変更です。1・4-ジオキサン、1・1-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマーの廃棄物最終処分場からの放流水、地下水等の基準等が改正されました。

該当物質を処分する業者と、排出する事業者に適用されます。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16351>

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16343>

1-5. 環境物品等の調達に関する基本方針の変更について <環境省告示第17号> (2013.3.1公表)

グリーン購入法に基づき題記方針が変更されました。今回の変更では、携帯発電機等5品目の追加、57品目の判断の基準等の見直しが行われ、対象品目は266品目となりました。

国や独立行政法人等に適用されますが、法人・個人等も参考にすることが望ましいとされています。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16277>

1-6. 国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した

契約の推進に関する基本方針の変更について <環境省告示第18号> (2013.3.1公表)

環境配慮契約法に基づく題記基本方針が変更されました。今回の変更では、「電気の供給を受ける契約」における評価項目の見直しと、新たな契約類型として「産業廃棄物の処理に係る契約」が追加されました。

国や独立行政法人等に適用されます。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16276>

1-7-1. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

第12条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示の一部を改正する告示

<経済産業省告示第25号> (2件共2013.2.26公布、2013.3.1施行)

1-7-2. エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な

利用の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき、非化石エネルギー源の利用に

関する一般電気事業者等の判断の基準の一部を改正する件 <経済産業省告示第25号>

再生可能エネルギー特別措置法に基づき、電気事業者が負担する納付金単価が、2013年度は0.22円/Kwhになりました。-2はエネルギー供給事業者による費用算出基準の改正です。

納付金は電気事業者に適用されますが、電気使用者は賦課金として電気料金に合算されて徴収されます。

<参考>官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20130226/20130226h05993/20130226h059930005f.html>

1-8-1. 特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令

<厚生労働省令第21号> (2件共2013.3.5公布、2013.4.1施行)

1-8-2. 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の

一部を改正する告示を定める件 <厚生労働省告示第35号>

ベリリウム及びその化合物並びにオルトーフタロジニトリルについて、管理濃度や作業環境測定等が定められました。

該当物質を使用する作業に適用されます。

<参考>厚生労働省ホームページ <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T130306K0010.pdf>

1-9-1. 特定廃棄物の埋立処分の場所に係る外周仕切設備の要件

<環境省令第15号> (2件共2013.2.28公布、同日施行)

1-9-2. 特定廃棄物の埋立処分を終了する場合の措置 <環境省令第16号>

東北地方太平洋沖地震の特定廃棄物(原子力事故由来放射性物質)の処分について定められました。-1では濃度が10万Bq/kgを超える特定廃棄物の埋立処分外周仕切設備の要件が、-2では8千Bq/kgを超える特

定廃棄物と、基準適合特定廃棄物（8千Bq/kg以下）の埋立終了措置が定められました。

特定廃棄物を処分する際に適用されます。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16379>

2. 一般情報

2-1. 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案の閣議決定について (2013. 3. 15 環境省)

題記法で定める温室効果ガスに、3ふっ化窒素が追加され、7種類になる等の改正が閣議決定されました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16439>

2-2. 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について (2013. 2. 21 環境省)

富山市の株式会社富山環境整備が、8社目の廃棄物処理法に基づく題記の環境大臣認定を受けました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16350>

2-3. 石綿含有廃棄物等の無害化処理に係る大臣認定について (2013. 3. 15環境省)

山形県の株式会社最上クリーンセンターが、廃棄物処理法に基づく題記の大臣認定を受けました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16436>

2-4. 2011年度PRTRデータの概要等について－化学物質の排出量・移動量の集計結果等 (2013. 2. 28環境省)

前年度に比べ、届出排出量は減少しましたが、届出移動量は増加しました。2010年度から届出対象物質が354物質から462物質に見直されており、見直しの前後で継続して届出対象物質として指定された物質（276物質）についても、届出排出量は減少しましたが、移動量は増加しました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16380>

2-5. 2011年度産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処理業の許可等に関する状況について

(2013. 3. 11 環境省)

産業廃棄物処理施設は21,194施設〔対前年度比△1.3%〕、産業廃棄物処理業の許可件数は320,615件〔同△2.1%〕、法19条に基づく立入検査の件数は182,544〔同△8.9%〕、産業／特別産業廃棄物処理業の許可取消し等の件数は864件〔同△47.8%〕でした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16423>

2-6. 事業者向けCO₂削減のための自己診断ガイドラインの公表について (2013. 3. 4 環境省)

環境省では、自社内でCO₂削減や節電に取り組む題記ガイドラインを公表しました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16396>

2-7. 2011年度末における浄化槽の設置状況等について (2013. 2. 28環境省)

単独処理浄化槽と合併処理浄化槽を合計した浄化槽の設置基数は782万基〔対前年度比△1.4%〕でした。浄化槽法第7条に基づく設置後の水質検査の受検率は91.6%〔同△1.3%〕、11条に基づく定期検査の受検率は31.8%〔同+1.4%〕でした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16378>

2-8. 2011 年度容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について

(2013. 3. 4 環境省)

分別収集実施市町村の割合は、ガラス製容器、ペットボトル、スチール製容器、アルミ製容器が前年に引き続き 9 割を超えました。また、再商品化計画に基づき再商品化事業者に取り上げられた量は、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装、段ボール製容器で増加がみられました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16398>

2-9. 2012. 12. 末現在の再生可能エネルギー発電設備の導入状況について (2013. 3. 13 経済産業省)

2012. 4 から 12 月末までに運転開始した再生可能エネルギー発電設備の発電出力は 117. 8 万 Kw でした。このうち、太陽光発電設備が 111. 9 万 Kw (95%) を占めています。

〈参考〉経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/press/2012/03/20130313002/20130313002.html>

2-10. 2013 年度ダイオキシン類環境測定調査受注資格審査結果 (2013. 3. 1 環境省)

環境省では発注するダイオキシン類の環境測定について受注資格の審査を実施しています。2013～2015年の資格については、申請18機関中15 機関に受注資格が付与されました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16383>

2-11. 2013年度我が国循環産業海外展開事業化促進事業の公募について (2013. 2. 22環境省)

我が国の循環産業による廃棄物処理・リサイクル分野における具体的な海外展開の計画のある事業を支援するため、環境省では題記事業について3. 27まで公募をしています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16358>

2-12. 2013 年度家庭・事業者向けエコリース促進事業費補助金に係るリース事業者の公募について

(2013. 3. 11環境省)

初期投資費用を負担することが困難な家庭、中小企業を中心に、頭金のないリースという手法を活用して低炭素機器の普及を図るために、環境省では題記事業について4. 5まで公募をしています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16428>

以上